

外国人を雇用する事業主の皆さまへ 外国人労働者の雇用保険手続をお忘れなく!

労働基準法等の労働関係法令及び健康保険法等の社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。

以下の要件に該当する労働者は、外国人であっても原則として雇用保険の被保険者となりますので、速やかな届出をお願いします。

雇用保険の適用要件

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込みがあること(注)

(注) ②の適用要件について

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当します。

例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されます。

- 雇用契約に更新する旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約で雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

また、雇用対策法第28条により、外国人の**雇入れ時と離職時に**、氏名・在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています*。

雇入れ時の届出は、雇用保険の届出と同時に行うことができます。

届出方法については、裏面をご覧ください。

*届出を怠ると30万円以下の罰金が科されます。

*特別永住者と在留資格が「外交」「公用」の場合は、届出の対象とはなりません。

雇用保険届出時の注意点

- 届出の手続は外国人を雇用する事業主が「雇用保険被保険者資格取得届」を提出して行います。
- 過去に雇用保険の被保険者資格を有していたことが確認された場合には、**遡及による手続**が可能です。
- 事業主が届出の手続をしていないと思われる場合には、労働者自らハローワークに対し、雇用保険被保険者の資格があるか否かの確認を請求することができます。



